



しあわせ信州

第64回「暮らしに役立つ法律のはなし」 ～ 8月の弁護士による連続法話 ～

南信消費生活センターでは、長野県弁護士会飯田在住会との共催により、弁護士による連続法話「暮らしに役立つ法律のはなし」を開催します。

多くの皆様のご参加をお待ちしています。

☆ テーマ	「成年後見制度」 ～知っておきたい成年後見制度の概要～
☆ 内容	「成年後見制度」とは、精神上的障害（認知症等）により判断能力が不十分であるため、契約などの法律行為における意思決定が困難な方々についてその判断能力を補う形でサポートする制度です。認知症の高齢者や知的障害・精神障害をお持ちの方の判断能力のサポートをすることで、その方の生命・身体、財産等の権利を擁護することを目指します。 今回は、成年後見制度とはどういった制度であるのか、どういった場合に利用できるのかなどといった「知っておきたい成年後見制度の概要」についてお話していただきます。
☆ 講師	村松将太法律事務所 村松 将太 弁護士
☆ 日時	令和元年8月28日（水）午後1時30分から3時まで
☆ 会場	南信消費生活センター会議室（飯田市美術博物館隣り）
☆ 参加料	無 料
☆ 申込み	聴講ご希望の方は、南信消費生活センターへ電話（0265-24-8058）、メール（n-shohi@pref.nagano.lg.jp）、またはFAX（0265-21-1703）により、氏名及び居住市町村を記入してお申し込みください。
☆ その他	当法話は原則毎月開催しています。次回以降は決定次第お知らせします。

— 確かな暮らしが営まれる美しい信州 —
学びと自治の力で拓く新時代

しあわせ信州創造プラン2.0（長野県総合5か年計画）推進中



【長野県は「SDGs未来都市」です】



長野県南信消費生活センター
（所長）石澤一志 （担当）松本善彦
電 話 0265-24-8058（直通）
F A X 0265-21-1703
E-mail n-shohi@pref.nagano.lg.jp

SDGs（持続可能な開発目標）は、美しく、誰もが安心して暮らし続けられる社会をめざし、世界みんなで取り組む目標です